

利用者のために

調査の概要

1 調査の目的

我が国における漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の沿革

本調査は、統計法に基づき農林水産省が所管する指定統計調査（指定統計第 67 号）として、第 1 回目は昭和 24 年 3 月に実施された。以来 5 年ごとに実施され、今回の 2008 年漁業センサスは第 12 回目となる。

3 根拠法令

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成 20 年 5 月 12 日付農林水産省告示第 695 号）による。

4 調査の期日 平成 20 年 11 月 1 日現在

5 調査の対象及び体系（別表 1 参照）

6 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

ウ 海面漁業地域調査

生産条件、活性化のための取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

(ア) 組合員数

(イ) 生産条件、地域の活性化のための取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、就業者数等

(別表) 調査の対象及び体系

(1) 都道府県実施

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	・沿海市区町村(注)の区域内に所在する漁業経営体 ・個人漁業経営体にあつては調査期日前1年間(平成19年11月1日から平成20年10月31日まで)に漁業の海上作業が30日以上のもの	農林水産省	平成20年 11月1日 現在	自計申告
			都道府県 市区町村 調査員		

(2) 農林水産省地方統計組織実施

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面 漁業 調査	漁業管理組織調査	沿海市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省	平成20年 11月1日 現在	自計申告
	海面漁業地域調査	農林水産大臣が指定する漁業地区	統計・情報センター 調査員		
内水面 漁業 調査	内水面漁業経営体調査	農林水産大臣の指定する湖沼の漁業経営体及び養殖業経営体	農林水産省	平成20年 11月1日 現在	自計申告
	内水面漁業地域調査	農林水産大臣の指定する内水面漁業地域	統計・情報センター 調査員		
流通 加工 調査	魚市場調査	水産物の市場	農林水産省	平成20年 11月1日 現在	自計申告又は オンライン 調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵工場及び水産加工場	統計・情報センター 調査員		

調査の沿革

昭和24年3月

第1次漁業センサス
漁家調査
企業体調査
作業体調査

昭和29年1月

第2次漁業センサス
個人経営体調査
会社経営体調査
共同経営体調査
漁業従事者世帯調査
内水面漁業調査

昭和33年11月

沿岸漁業臨時調査
漁業経営体調査
漁業企業体調査
準漁家調査
漁業共同組合調査

昭和38年11月

第3次漁業センサス
海面漁業基本調査
漁業経営体調査
浅海養殖調査
漁船調査(10トン以上)
漁業従事者世帯調査
内水面漁業調査
基本調査
概況調査
漁業地区調査
漁村漁港概況調査
水産物仲買人調査
水産物加工場調査

昭和43年11月

第4次漁業センサス
海面漁業基本調査
漁業経営体調査
漁船調査
漁業従事者世帯調査
内水面漁業調査
指定湖沼漁業経営体調査
内水面養殖業調査
漁業地区調査
漁村漁港概況調査
水産業協同組合調査

昭和48年11月

第5次漁業センサス
海面漁業基本調査
漁業経営体調査
動力漁船調査
雇用者の生活基本拠地調査
団体経営調査
漁業従事者世帯調査
指定湖沼漁業経営体調査
内水面養殖業調査
河川漁協組合員調査
内水面漁業協同組合調査
漁業地区調査
漁港調査
製氷・冷蔵・冷凍工場調査
水産物買受人調査
水産物加工場調査

昭和53年11月

第6次漁業センサス
海面漁業基本調査
漁業経営体調査
動力漁船調査
雇用者の生活基本拠地調査
漁業従事者世帯調査
湖沼漁業経営体調査
内水面養殖業調査
内水面漁業協同組合調査
漁業地区調査
製氷・冷蔵・冷凍工場調査
水産物買受人調査
水産物加工場調査

昭和58年11月	昭和63年11月	平成5年11月	平成10年11月	平成15年11月
第7次漁業センサス	第8次漁業センサス	第9次漁業センサス	第10次漁業センサス	2003年漁業センサス (第11次)
海面漁業基本調査 漁業経営体調査 動力漁船調査 漁業従事者世帯調査	海面漁業基本調査 漁業経営体調査 漁業従事者世帯調査	海面漁業基本調査 漁業経営体調査 漁業従事者世帯調査	海面漁業基本調査 漁業経営体調査 漁業従事者世帯調査	海面漁業調査 漁業経営体調査 漁業従事者世帯調査 漁業管理組織調査 海面漁業調査
内水面漁業調査 湖沼漁業経営体調査 内水面養殖業調査 内水面漁業協同組合調査	内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査 内水面漁業協同組合調査	内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査 内水面漁業協同組合調査	内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査 内水面漁業協同組合調査	内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査 内水面漁業協同組合調査
漁業地区調査 漁業地区調査 水産物流通機関調査 冷凍・冷蔵工場調査 水産物加工場調査	漁業地区調査 漁業地区調査 漁業管理組織調査 水産物流通機関調査 冷凍・冷蔵工場調査 水産物加工場調査	漁業地区調査 漁業地区調査 漁業管理組織調査 水産物流通機関調査 冷凍・冷蔵工場調査 水産物加工場調査	漁業地区調査 漁業地区調査 漁業管理組織調査 水産物流通機関調査 冷凍・冷蔵工場調査 水産物加工場調査	流通加工調査 水産物流通機関調査 冷凍・冷蔵工場調査 水産物加工場調査

平成20年11月

2008年漁業センサス (第12次)	
海面漁業調査	漁業経営体調査 漁業管理組織調査 海面漁業調査
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査 内水面漁業調査
流通加工調査	魚市場調査 冷凍・冷蔵工場調査

用語の定義

過去 1 年間	平成 19 年 11 月 1 日～平成 20 年 10 月 31 日の期間。
漁業経営体	過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。
経営体階層	海面漁業経営体の基本分類であり、漁業経営体が主として操業した漁業種類、使用漁船の種類及び合計トン数により区分されたもの。 (ア) 過去 1 年間に主として営んだ漁業種類（販売金額 1 位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、小型定置網、さけ定置網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去 1 年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。 経営体階層の項目のうち、鶴岡市で該当数値がなかった項目のうち一部を統計表の表章項目から除外した。全表章項目は別紙のとおりである。
漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層のうち、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	経営体階層のうち、動力船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	経営体階層のうち、動力船 1,000 トン以上の各階層を総称したものをいう。
主とする漁業種類	漁業経営体が過去 1 年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を 2 種類以上営んだ場合、販売金額 1 位の漁業種類をいう。全国の漁業種類の項目のうち、鶴岡市で該当数値がなかった項目は、統計表の表章項目から除外した。全国の漁業種類の項目は、別紙のとおりである。
漁獲金額	調査期日前 1 年間における燃料代、販売手数料などの経費を差し引く前の漁獲物の販売金額のこと。また、自家消費分は含めず海藻類等のように干製品で販売される場合は、干製品の販売金額とする。

漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船等）は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運営業務で海上作業以外のすべての作業をいう。
陸上作業最盛期の 陸上作業従事者	陸上作業の最も盛んな時期に陸上作業に従事した者（個人経営体の世帯員においては過去1年間に陸上作業に従事した者）をいう。

経営体の専業分類 専業	個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
自営漁業が主	個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
自営漁業が従	個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営者になる予定の者をいう。
漁業就業者	満 15 歳以上で過去 1 年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。

利用上の注意

1 区域の標記等について

本書では、平成17年10月1日に旧鶴岡市、旧温海町外4町村の市町村合併後の新「鶴岡市」として集計、標記し、旧鶴岡市は「鶴岡地域」、旧温海町は「温海地域」と標記した。

2 数値について

(1) 数値については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。

(2) 表中の符号については、次のとおりである。

〔 0 〕 : 単位未満の数

〔 X 〕 : 秘匿した数値

〔 - 〕 : 皆無又は該当数字なし

〔 ... 〕 : 不詳又は計算不能な数値

3 問い合わせ先

鶴岡市企画部企画調整課

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号 電話：0235-25-2111（内線 525・526）

経営体階層区分

漁船使用	漁船非使用階層		
	無動力漁船のみ		
	船外機付漁船		
	動力船使用	1ト未満	
		1~3	
		3~5	
		5~10	
		10~20	
		20~30	
		30~50	
		50~100	
		100~200	
		200~500	
		500~1000	
1000~3000			
3000ト以上			
大型定置網			
さけ定置網			
小型定置網			
海面養殖	魚類養殖	ぎんざけ養殖	
		ぶり類養殖	
		まだい養殖	
		ひらめ養殖	
		まぐろ類養殖	
		その他の魚類養殖	
	ほたてがい養殖		
	かき類養殖		
	その他の貝類養殖		
	くるまえび養殖		
	ほや類養殖		
	その他の水産動物類養殖		
	こんぶ類養殖		
	わかめ類養殖		
	のり類養殖		
	その他の海藻類養殖		
	真珠養殖		
真珠母貝養殖			

全国の漁業種類の項目

底びき網	遠洋底びき網	
	以西底びき網	
	沖合底びき網	1 そうびき
		2 そうびき
小型底びき網		
船引き網		
まき網	大中型まき網	1 そうまき遠洋かつお・まぐろ
		1 そうまき近海かつお・まぐろ
		1 そうまきその他
刺網	中・小型まき網	
	さけ・ます流し網	
	かじき等流し網	
その他の刺網		
さんま棒受網		
大型定置網		
さけ定置網		
小型定置網		
その他の網漁業		
はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	
	近海まぐろはえ縄	
	沿岸まぐろはえ縄	
	その他のはえ縄	
	その他の網漁業	
釣	遠洋かつお一本釣	
	近海かつお一本釣	
	沿岸かつお一本釣	
	遠洋いか釣	
	近海いか釣	
	沿岸いか釣	
	ひき縄釣	
その他の釣		
小型捕鯨		
潜水器漁業		
採貝・採藻		
その他の漁業		
海面養殖	魚類養殖	ぎんざけ養殖
		ぶり類養殖
		まだい養殖
		ひらめ養殖
		まぐろ類養殖
		その他の魚類養殖
	ほたてがい養殖	
	かき類養殖	
	その他の貝類養殖	
	くるまえび養殖	
	ほや類養殖	
	その他の水産動物類養殖	
	こんぶ類養殖	
	わかめ類養殖	
	のり類養殖	
	その他の海藻類養殖	
	真珠養殖	
真珠母貝養殖		